

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

(令 和 7 年 2 月 2 5 日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和7年2月25日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件（1）令和7年第1回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等 26件

農業委員会委員の任命 8件

条例の一部改正 7件

新規条例 1件

補正予算 5件

当初予算 5件

2. 議員提出議案 2件

条例の一部改正 2件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告 3件

（3）一般質問について 通告者 9名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関すること

出席委員（６名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 新井 茂美 君

副委員長 早川 久美子 君
委員 大野 信正 君
委員 野平 薫 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 石橋 善郎 君

説明のため出席した者

総務政策課長 本橋 義正 君

出席議会事務局

事務局長 藤江 直樹 君

書記 春藤 幸夫 君

午後1時30分 開会

◎ 開 会

○副委員長（早川 久美子君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○副委員長（早川久美子君） 本日は、令和7年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から本橋総務政策課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） こんにちは、議会運営委員会本日開かれました。今回は町長提出議案が26件、今回はですね、農業委員会委員の任命が8件ほどありますので、多く入っています。

皆さんご存じのとおり最近寒くなったり暖たかくなったり季節の変わり目ですので、体調には十分留意して本議会第1回の定例会に臨んで欲しいと思います。以上です。お願いします。

◎ 審 議

○副委員長（早川久美子君） ありがとうございました。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、3月4日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が26件、その内訳といたしまして、農業委員会委員の任命8件、条例の一部改正7件、新規条例1件、補正予算5件、当初予算5件です。

なお、一般質問通告は9名となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

それでは始めに、町長提出議案26件について、本橋総務政策課長より説明をお願いいたします。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） それでは私から、令和7年第1回栄町議会定例会への提出予定議案の概要についてご説明をいたします。

ただいま委員長からもご報告がありましたとおり町からの提出予定議案につきましては、合計26件、内訳はただいま申し添えていただいたとおりでございます。

早速、初めに議案第1号から議案第8号まで、栄町農業委員会委員の任命について、所管課は経済環境課となります。

内容でございますが、議案第1号から第6号までが、現委員の任期満了に伴い同委員を再任すべく議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号及び第8号が、現委員の任期満了に伴い新たに委員を任命すべく議会の同意を求めるものでございます。

続きまして議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例、所管課は総務政策課となります。

内容ですが、刑法の改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に統一されることから、「懲役」又は「禁錮」を引用している関係条例の規定を、これと同様に「拘禁刑」に改正するものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町行政組織条例の一部を改正する条例、所管は総務政策課となります。

内容ですが、成田空港の機能強化さらには、エアポートシティの実現は、栄町のまちづくりにとっても極めて重要なプロジェクトであることから庁内の組織体制の強化を図るため、総務政策課戦略推進室を町長直轄の組織とする改正を行うとともに、そのほか規定の整備を行うものでございます。

続きまして議案第11号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、所管課は同じく総務政策課となります。

内容ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例中で引用する同法の規定の条項名について所要の改正を行うものです。

続きまして議案第12号、栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例、所管は総務政策課となります。

内容ですが、人事院からの意見の申出を受けた国家公務員に係る対応を踏まえ、仕事と生活の両立を一層容易にするため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と看護の両立しやすい勤務環境の整備など所要の措置を講じるものでございます。

次に、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、所管は、同様に総務政策課です。

内容ですが、令和6年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和6年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の給与の給料表の改正などを行うとともに、人事院規則の改正を踏まえ災害現場における被災者の救助等作業に従事した場合の災害応急作業等手当のほか消防活動等に伴う手当を創設するものでございます。

続きまして議案第14号、栄町税条例の一部を改正する条例、所管課は税務課となります。

内容ですが、令和6年度税制改正による地方税法等の改正により、新たに公益信託制度が創設されたことに伴い、公益信託の信託財産とするために支出された寄附金を個人町民税の寄附金税額控除の対象とするなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第15号、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、所管は住民課となります。

内容ですが、令和7年度から9年度までの3年間で栄町の保険税率を千葉県が算定する標準保険税率に段階的に近づけるようにするため令和7年度の保険税率について、所要の改正を行

うものでございます。

続きまして議案第16号、栄町犯罪被害者等支援条例、所管はくらし安全課となります。

内容ですが、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって町民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関する基本理念その他の必要事項を定めるものでございます。

次に、議案第17号から第21号までは令和6年度における5会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会に提出するものです。本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、最終の調整中でありますので、概要についてのみ説明とさせていただきます。

初めに、議案第17号、令和6年度栄町一般会計補正予算第11号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約1億400万円減額する予定です。

続きまして議案第18号、令和6年度栄町国民健康保険特別会計補正予算第6号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約500万円減額する予定です。

続きまして議案第19号、令和6年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約2,000万円増額する予定です。

続きまして議案第20号、令和6年度栄町介護保険特別会計補正予算第4号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約150万円増額する予定です。

次に議案第21号、令和6年度栄町下水道事業会計補正予算第5号の概要ですが、既定の予算のうち、第4条予算の資本的収入を1,440万円、資本的支出を1,400万円それぞれ減額する予定です。

続きまして、議案第22号から第26号につきましては、令和7年度の5会計の当初予算について地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

それでは、各会計別に御説明いたします。

その概要ですが、初めに議案第22号、令和7年度栄町一般会計予算については、歳入や歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,100万円とするものです。

次に議案第23号、令和7年度栄町国民健康保険特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,099万6,000円とするものです。

次に議案第24号、令和7年度栄町後期高齢者医療特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,312万5,000円とするものです。

次に議案第25号、令和7年度栄町介護保険特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,034万8,000円とするものです。

次に議案第26号、令和7年度栄町下水道事業会計予算の概要ですが、初めに3条予算の収益的収入を6億2,240万7,000円、収益的支出を5億9,548万円とするものです。

また、4条予算の資本的収入を4億8,560万7,000円、資本的支出を6億251万5,000円とし、資金不足分につきましては、内部留保資金により対応をいたします。以上、簡単ですが提出予定議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○副委員長（早川久美子君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終了しましたが、質疑をお伺いする前に、ここでお諮りいたします。

議案第1号から議案第8号については、人事案件につき、先例により初日の4日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[『異議なし』の声]

○副委員長（早川久美子君） ご異議がないようですので、議案第1号から議案第8号は、初日の4日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

それでは、町長提出議案等の説明に対し、何か質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○副委員長（早川久美子君） ないようですので続きまして、議案第22号から議案第26号までの令和7年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声]

○副委員長（早川久美子君） ご異議がないようですので、議案第22号から議案第26号までの令和7年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、のちほど事務局長より説明をしていただきます。町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

次に議員提出議案2件について、事務局より説明をお願いします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは議員提出議案でございますが、今回の発議案は2議案ありまして、発議案第1号「栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について野田議員、高萩議員、野平議員3名の連名で提出されました。こちらの提案理由の説明を高萩議員にお願いしたいと考えております。

次に、発議案第2号「栄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について3常任委員長より提出されました。こちらの提案理由の説明を野田総務常任委員長にお願いしたいと考えております。以上です。

○副委員長（早川久美子君） ありがとうございます。議員提出議案等の説明が終了しましたが、質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○副委員長（早川久美子君） 質疑はないようですので、議員提出議案については、以上のとおりといたします。

○副委員長（早川久美子君） 続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、令和6年12月期分～令和7年2月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでした。

議長からその旨のご報告をお願いいたします。

○副委員長（早川久美子君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については説明のとおりといたします。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副委員長（早川久美子君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、9名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、野平議員、早川議員、高萩議員、新井議員、野口議員、渡邊議員、岡部議員、三浦議員、大野信正議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。以上でございます。

○副委員長（早川久美子君） ただ今、事務局長より説明がありましたが、一般質問については説明のとおりといたします。何か質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副委員長（早川久美子君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。いつものとおり、現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、3月4日火曜日10時に招集されまして、翌週14日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日4日は午前10時から、町長提出議案等の提案理由の説明及び議員提出議案の提案理由の説明となります。

なお、先ほど決定いたしました人事案件につきましては、説明のあと、質疑、討論、採決までお願いいたします。

本会議終了後、午後1時15分より「こどもまんなか宣言」がございますので、ご参加いただきまして、終了後の午後2時から、今回新規条例がございますので、総務常任委員会を開催していただきたいと思います。

そして、5日水曜日は休会とし、6日木曜日、7日金曜日につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、6日は午前10時から総務及び教

育民生常任委員会所管事項、7日は午前10時から経済建設常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。

その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を12日水曜日、午前10時から4名とし、13日木曜日午前10時から5名といたしました。

そして最終日の14日金曜日は、午前10時から議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日4日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、議案第1号から議案第8号までの人事案件を先に行い、先ほど決定いたしましたとおり、説明のあと、質疑、討論、採決までお願いいたします。

そのほかは議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案及び発議案の提案理由の説明となります。

また、日程第24の議案第22号から日程第28の議案第26号までの、令和7年度予算については、総括質疑を行い、議長発議によりまして、予算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、12日の第2号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、4名という形で組みました。13日の第3号につきましては、一般質問5名という形で組みました。そして、最終日、14日の第4号ですが、町長提出議案及び議員発議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、2番、岡部千恵子議員、3番、三浦容子議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○副委員長（早川久美子君） 只今、事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただ今の説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声〕

○副委員長（早川久美子君） ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長よりご説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、お手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧いただきたいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日4日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくことになります。内容等でございますが、

議長を除く13名で構成いたします。審査日程は、6日木曜日に総務常任委員会所管事項と教育民生常任委員会所管事項、7日金曜日に経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長、総務政策課長、企画財政課長及び下水道課長との全体質疑を7日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。

審査方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室の告知板に掲示させていただきたいと思います。提出期限につきましては、2月28日金曜日の午後1時までということにさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（早川久美子君） ただ今、事務局長より説明がありました、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声〕

○副委員長（早川久美子君） ご異議がないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、その他ですが、始めに、事務局から何かありますか。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、その他ということで、2点ございます。

1点目は、今議会でAIによる自動文字起こしシステムのデモ機を借りられることになりましたので、使用してよろしいかどうか。と、よろしければ、この後の全員協議会で少し説明させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この議会運営委員会から文字起こしさせていただきまして、できあがりましたら事務局の方で閲覧出来るようにしたいと思います。

次に2点目は、2月5日の全国町村議会議長会定期総会において、大野徹夫議員が町村議会議員15年以上で自治功労者表彰されましたので、このあとの全員協議会において議長より伝達させていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

○副委員長（早川久美子君） 他にございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎ 閉 会

○副委員長（早川久美子君）

ないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時59分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年3月31日

議会運営委員会副委員長 早川 久美子